

# 第6章

## 計画の進行管理

# 第1節 計画の推進体制

## 第1項 推進体制

福岡市の中長期的な将来像の実現や温室効果ガス削減目標を達成するためには、市民の日常生活や事業者の事業活動から、都市構造や交通体系に至るまで、全市的な幅広い取組が必要となります。

そこで、福岡市のまちづくりの指針である「福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画」をはじめ、「福岡市環境基本計画」「福岡市都市計画マスタープラン」「福岡市都市交通基本計画」等その他の分野別計画との整合性を図りながら、庁内はもとより全市的に認識を共有し、各主体が連携して計画を推進します(図39)。

### (1) 全市的な推進体制

本計画に掲げた中長期的な将来像の実現や温室効果ガス削減目標を達成するためには、市民や事業者の積極的な取組の実践が必要です。そこで、「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」(2008(平成20)年7月設置)や地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」として設置した「福岡市地球温暖化防止市民協議会」(1999(平成11)年12月設置)、福岡県が法に基づき指定した、「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」(2012(平成24)年度指定)等と連携しながら、市民や事業者への情報提供、広報・啓発、活動支援、相談・照会等を行い、全市的な取組を推進します。

### (2) 関係省庁、他の自治体等との連携

地球温暖化対策は、国のエネルギー政策や革新的な技術の研究開発、経済的・規制的措置による誘導等、国の方針や枠組に基づく施策に負うところが大きいことから、関係省庁との緊密な連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地球温暖化対策の中には、自動車交通対策等、広域で一体的な取組を進めないと効果が上がらないものもあるため、福岡県や「福岡都市圏環境行政推進協議会」等を通じた近隣自治体との連携・共働を充実・強化します。

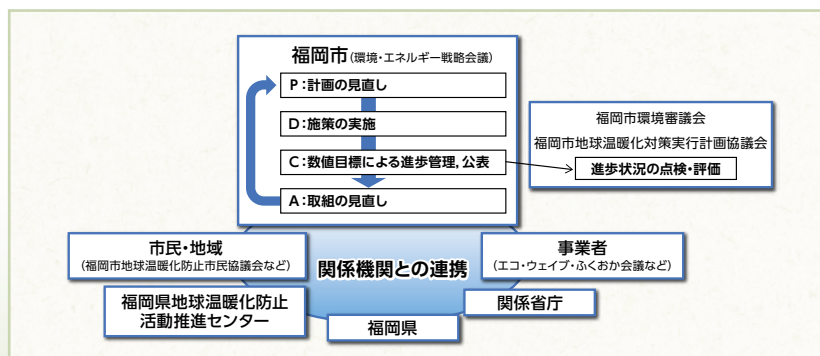


図39 計画の推進体制

## 第2項 各主体の役割

福岡市の中長期的な将来像の実現や温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本計画に掲げる取組を着実に進めていくためには、市民、事業者、福岡市（行政）が各々の役割と責任を認識し、具体的な取組を進めていく必要があります。そこで、多くの主体が関わることにより、より高い効果を生み出すため、各主体間の連携・共働を図ります。

### (1) 市民の役割

市民は、地球温暖化対策についての意識、理解を深め、日常生活におけるさまざまな場面において、環境に配慮した製品やサービスの購入、省エネ・省資源等の低炭素型ライフスタイルの実践や気候変動への適応に関する取組を進めます。

また、市民団体や事業者、行政等が実施する温暖化対策に関する活動に積極的に参加するとともに、地域と他の主体との取組の連携・共働を図ります。

### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動における生産・流通・サービス提供・廃棄等のあらゆる過程において、低炭素型ビジネススタイルの実践に努め、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、気候変動への適応に関する取組を進めます。

また、従業員の環境教育等を通じて、事業活動における環境に配慮した取組を進めるとともに、地域や従業員の家庭における低炭素型ライフスタイルの実践等につなげていきます。

### (3) 福岡市の役割

福岡市役所自身が市内有数の大規模事業所であり、福岡市の事務事業における温暖化対策は、市域の温室効果ガス排出量削減や気候変動への適応に貢献するとともに、行政の率先行動として市民、事業者への波及効果を生み出す大変重要な取組です。

そこで、全庁的な温暖化対策の推進体制を充実させ、公共事業等の事務事業においても温室効果ガス排出削減や気候変動への適応に向けた取組を積極的に推進します。

また、市民や事業者の温暖化対策を支援するとともに、自主的な取組を促すような仕組みづくりを行い、各主体との連携、情報共有を図りながら、温暖化対策を総合的・計画的に進めていきます。

さらに、国や県等と連携・協力し、国等が実施する温暖化対策を福岡市においても着実に推進します。

## 第2節 指標による進行管理

計画の進行管理においては、PDCAサイクル\*による適切な進行管理を行います。取組の進捗状況とともに、数値目標を示している成果指標について、達成状況を評価・公表するとともに、状況に応じて見直しを行うものとします。

### 第1項 点検・評価・公表

福岡市は、毎年度、取組の進捗状況や実績等について福岡市地球温暖化対策実行計画協議会で点検・評価を行うとともに、福岡市環境審議会にその結果を報告します。

また、温室効果ガス排出量の算定結果及び本計画に基づく取組状況は、年度ごとに取りまとめ、年次報告書（ふくおかの環境）や市のホームページ等で公表します。

### 第2項 評価結果を受けての見直し

本計画の進捗状況の点検・評価結果を踏まえ、適宜、対策・施策の見直し等の検討を行います。また、国内外の動向に注視し、新たな方針等が出された場合は適切に対応していきます。